

育児・介護休業等に関する規則

第1条（育児休業）

- 1 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、子が1歳に達するまでの間で、本人が申し出た期間、育児休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあっては、申出時点において、子が1歳6か月（5、6の申出にあっては2歳）に達するまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。
- 2 1、3から7にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
 - 一 入社1年未満の職員
 - 二 申出の日から1年（4から7の申出をする場合は、6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 1にかかわらず、配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
- 4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項（本項）に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。
 - (1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
 - (2) 次のいずれかの事情があること
 - (ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - (イ) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
 - (3) 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと
- 5 4にかかわらず、産前・産後休業等が始まることにより1、4に基づく育児休業が終了し、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。
- 6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日とする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項（本項）に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。
 - (1) 職員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること
 - (2) 次のいずれかの事情があること
 - (ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - (イ) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
 - (3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと

- 7 6にかかわらず、産前・産後休業等が始まつたことにより1、4、5又は6に基づく育児休業が終了し、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。
- 8 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日の1か月前(4から7に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前)までに、育児休業申出書を理事長に提出することにより申し出るものとする。
- なお、育児休業中の有期雇用職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
- 9 1に基づく申出は、配偶者の死亡等特別の事情がある場合を除き、一子につき2回までとする。4に基づく申出は、産前・産後休業等が始まつたことにより1、4又は5に基づく休業が終了したが、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した場合を除き、一子につき1回限りとする。6に基づく申出は、産前・産後休業等が始まつたことにより1、4、5、6又は7に基づく休業が終了したが、その産前・産後休業等に係る子等が死亡等した場合を除き、一子につき1回限りとする。
- 10 育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

第2条（出生時育児休業（産後パパ育休））

- 1 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であつて、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、申出により4週間（28日）以内の期間の出生時育児休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。
- 2 1にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
- 一 入社1年未満の職員
 - 二 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として、出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに、出生時育児休業申出書を理事長に提出することにより申し出るものとする。
- なお、出生時育児休業中の有期雇用職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
- 4 1に基づく申出は、一子につき2回に分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかつた場合は後の申出を拒む場合がある。
- 5 出生時育児休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

第3条（介護休業）

- 1 要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、通算93日までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあっては、申出時点において、介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過

する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。

2 1にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

一 入社1年未満の職員

二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

配偶者／父母／子／配偶者の父母／祖父母／兄弟姉妹／孫

4 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業を開始しようとする日の2週間前までに、介護休業申出書を理事長に提出することにより申し出るものとする。

5 介護休業申出書が提出されたときは、本会は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

第4条（子の看護等休暇）

1 小学校第3学年修了までの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、次に定める当該子の世話等のために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

一 負傷し、又は疾病にかかった子の世話

二 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること

三 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話

四 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加

ただし、労使協定により除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の職員からの申出は拒むことができる。

2 子の看護等休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

第5条（介護休暇）

1 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は 年次有給休暇とは別に、対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

ただし、労使協定により除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の職員からの申出は拒むことができる。

2 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

第6条（育児・介護のための所定外労働の制限）

1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 1にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

一 入社1年未満の職員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を理事長に提出するものとする。

第7条（育児・介護のための時間外労働の制限）

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 2 1にかかわらず、次の1から3のいずれかに該当する職員は育児のための時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を請求することができない。
- 一 日雇職員
 - 二 入社1年未満の職員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を理事長に提出するものとする。

第8条（育児・介護のための深夜業の制限）

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に労働させることはない。
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は深夜業の制限を請求することができない。
- 一 日雇職員
 - 二 入社1年未満の職員
 - 三 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員
 - イ 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること
 - ロ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること
 - ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること
 - 四 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 五 所定労働時間の全部が深夜にある職員
- 3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を理事長に提出するものとする。

第9条（育児短時間勤務（3歳未満））

- 1 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、所定労働時間について、以下のように変更することができる。
- 所定労働時間を午前○時から午後○時まで（うち休憩時間は、午前○時から午後○時までの1時間と

する。) の 6 時間とする(1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。)。

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

- 一 日雇職員
- 二 1日の所定労働時間が 6 時間以下である職員
- 三 労使協定によって除外された次の職員
 - (ア) 入社 1 年未満の職員
 - (イ) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員

3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上 1 年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の 1 か月前までに、短時間勤務申出書により理事長に申し出なければならない。

第 10 条 (柔軟な働き方を実現するための措置)

1 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(対象職員)は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか 1 つの措置を選択して受けることができる。

- 一 育児短時間勤務
- 二 養育両立支援休暇
 - (ア) 入社 1 年未満の職員
 - (イ) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの申出は拒むことができる。

- 一 日雇職員
- 二 労使協定によって除外された次の職員
 - (ア) 入社 1 年未満の職員
 - (イ) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員

3 1の一に定める育児短時間勤務の措置内容及び申出については、次のとおりとする。

- 一 対象職員は、所定労働時間を午前○時から午後○時まで(うち休憩時間は、午前○時から午後○時までの 1 時間とする。)の 6 時間とする。
- 二 申出をしようとする者は、1回につき 1 年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日を明らかにして、原則として適用開始予定日の 1 か月前までに、育児時短時間勤務申出書により理事長に申し出なければならない。

4 1の二に定める養育両立支援休暇の措置内容及び申出については、次のとおりとする。

- 一 対象職員は、申し出ることにより、年次有給休暇とは別に、月 1 日、1 年間に 10 日を限度として、養育両立支援休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。
- 二 申出をしようとする者は、原則として養育両立支援休暇申出書により理事長に申し出なければならない。

第 11 条 (介護短時間勤務)

1 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、当該家族 1 人当たり利用開始の日から 3 年の間で 2 回までの範囲内で、所定労働時間について、以下のように変更することができる。
所定労働時間を午前○時から午後○時まで(うち休憩時間は、○時から○時までの 1 時間とする。)の 6 時間とする。

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

- 一 日雇職員
- 二 労使協定によって除外された次の職員
 - (ア) 入社 1 年未満の職員
 - (イ) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員
- 3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の 2 週間前までに、短時間勤務申出書により理事長に申し出なければならない。

第12条（育児・介護休業等に関するハラスメントの防止）

- 1 すべての職員は本規則の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。
- 2 1 の言動を行ったと認められる職員に対しては、懲戒の規定に基づき、厳正に対処する。

第13条（給与等の取扱い）

- 1 基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおり。
 - 一 育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下同じ。）をした期間については、支給しない。
 - 二 子の看護等休暇、介護休暇、養育両立支援休暇の制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする。
 - 三 育児・介護のための深夜業の制限、育児短時間勤務、介護短時間勤務の制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。
- 2 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。子の看護等休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、育児短時間勤務、介護短時間勤務、柔軟な働き方を実現するための措置の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
- 3 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日により日割りを支給する。また、その算定対象期間に育児短時間制度、介護短時間制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は、支給しない。子の看護等休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、養育両立支援休暇の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
- 4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間は勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。また、子の看護等休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、養育両立支援休暇の制度、育児短時間制度、介護短時間制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
- 5 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

第14条（相談窓口）

育児休業、介護休業等に関する相談窓口を各事務担当者とする。

第15条（法令との関係）

この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(附則)

本規則は、平成 21年 9月 3日から適用する。

(附則)

本規則は、平成 23年 4月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、平成 24年 4月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、平成 26年 6月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、平成 27年 4月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、平成 29年 4月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、平成 30年 4月 1日から施行し、平成 29年 10月に遡って適用する。

(附則)

本規則は、2021年 4月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、2021年 12月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、2022年 4月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、2022年 12月 1日から適用する。

(附則)

本規則は、2025年 4月 1日から適用する。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の（1）または（2）のいずれかに該当する場合であること。

（1）介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

（2）状態①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目	状態 （注1）	1 （注2）	2 （注3）	3
①座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえばできる（注3）	できない	
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる。	できない	
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
④水分・食事摂取（注4）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない	
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある	
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある（注5）	
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある。	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある	
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要	
⑫日常の意思決定（注6）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない（注7）	ほとんどできない	

（注1）各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

（注2）各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

（注3）「①座位保持」の「支えてもらえばできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

（注4）「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、接種する量の過少・過多の判断を支援する声かけを含む。

（注5）⑨の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自己や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

（注6）「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

（注7）慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定は

できるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示や支援を必要とすることをいう。